

## パスポートの手続きに関するお知らせ

旅券法令の改正に伴い、3月27日から旅券申請手続きが一部変更となります。

主な変更点は以下のとおりです。

・**戸籍を確認する場合の提出書類を戸籍謄本に統一されます**（戸籍抄本では受け付けられません）

・**旅券申請の一部オンライン化**

旅券の残りの有効期限が1年未満で旅券の記載内容に変更がなく新たな旅券を申請する場合などにオンライン申請が可能になりました。

※オンライン申請の場合、当面の間、委託先の北見市窓口で受け取ることはできません。

北見市の窓口で受け取りを希望される場合は、これまでと同様に紙での申請手続きとなります。

■問合せ 町民課戸籍年金係（☎ 47-2203 役場1階 窓口1番）

## 令和5年 新入学（園）期の交通安全運動 4月6日(木)～14日(金)

4月6日から14日までの9日間、新入学（園）期の交通安全運動が実施されます。

新入学（園）の児童・園児の通学・通園路などでの交通事故を防止するため、正しい交通ルールとマナーについて、家庭や職場、地域で話し合ひましょう。

■運動の重点

新入学（園）児童・園児の交通事故防止

■事故を防止するためには

- ドライバーは、子どもを見掛けたときはその動きに十分注意し、徐行するなどの思いやりのある運転を心掛けましょう
- 家庭では、子どもと一緒に通園・通学路を歩き、安全な横断方法などを確認しましょう
- 地域・町内では、地域ぐるみで正しい交通ルールやマナーの習得に協力するとともに大人が自らお手本となるような行動を心掛けましょう



訓子府町・北見警察署訓子府駐在所・交通安全協会

## 交通事故相談所を開設

◎損害賠償の額が適正かどうか知りたい

◎示談をどのように行ったら良いか

◎交通事故に遭ったが、どうしたら良いのか分からない など

北海道では、交通事故相談所を設置し、専門の相談員が相談に応じています。

○とき

4月5日(水)、5月10日(水)、6月5日(月)、7月5日(水)、8月2日(水)、9月4日(月)、10月4日(水)、11月1日(水)、12月6日(水)、令和6年1月10日(水)、2月7日(水)、3月6日(水)  
13時30分～16時30分

○ところ 北見交通安全研修センター（北見市青葉町5番16号）

○申込み 面接（予約制）で無料相談をお受けしています。予約は希望相談日の3開庁日前の正午までに、ご連絡ください。

※巡回相談には予約が必要です。予約がない場合は、巡回相談は中止となりますので、ご了承ください。

○問合せ オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課（☎ 0152-41-0627）

国民健康保険

後期高齢者医療制度

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う傷病手当金の支給を延長

感染または感染が疑われる方が療養のため仕事を休んだとき、傷病手当金を支給します。

○対象者 次の要件に全て該当する方

①国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者

②新型コロナウイルス感染症の療養のため仕事ができないこと

※事業主の証明が必要です。

③休んだ期間について給与などがもらえないこと

④4日以上休んでいること

○支給内容

勤務することができなくなった日から起算して3日を経過した日から勤務することができない期間のうち、就労を予定していた日数が支給対象となります

○適用期間 5月7日(日)まで

○申込み・問合せ 福祉保健課医療給付係（☎ 47-5555）

## 抗原検査キットの無料配布期間の延長と配布要件の見直し

町では、新型コロナウイルス感染症まん延防止対策のため、抗原検査キットを無料配布しています。抗原検査キットの無料配布期間を6月30日まで延長し、4月3日から配布要件を「抗原検査キットの配布を希望する町民の方」へと見直しました。

抗原検査キットの在庫がなくなり次第、期間内でも無料配布を終了しますので、ご了承ください。

○対象者

抗原検査キットの配布を希望する町民の方

※発熱や咳などの自覚症状がある方、自宅療養、待機（外出自粛）期間の方を除きます。

○申込方法 申込書の提出が必要（用紙は総務課防災危機管理係にあります）

○検査方法 唾液の採取または鼻腔ぬぐい液による検査

○実施期間 6月30日まで

○その他

町内事業所で集団感染が発生した場合も抗原検査キットを配布しています。個人への配布と取り扱いが異なりますので、総務課防災危機管理係までお問い合わせください

○注意事項

検査キットによる判定は、100%信頼できるものではありません。感染が疑われる結果となった場合は、個人から直接、北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター（☎ 0120-501-507）に相談してください



■問合せ 総務課防災危機管理係（☎ 47-2112 役場2階 窓口10番）